広島県告示第三百六十八号

平成十七年広島県告示第千三百号（広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月二十九日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

一　（略）

港湾名	港湾施設の名称	位置
広島港	（略）	（略）
航行補助施設	（略）	（略）
	宇品外貿埠頭七号ドルフィン施設灯	（略）
	（略）	（略）
荷さばき施設	（略）	（略）
	廿日市木材製品四号上屋	（略）
	廿日市木材製品五号上屋	（略）
	廿日市木材製品六号上屋	（略）
	廿日市木材製品七号上屋	廿日市市木材港南一三四九番
	（略）	（略）
港湾管理施設	（略）	（略）
	宇品中央管理棟	（略）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
尾道糸崎港	南松永西一号岸壁	福山市南松永町四丁目八六番
	南松永西二号岸壁	福山市南松永町四丁目七九番
	（略）	（略）

改正前

一　（略）

港湾名	港湾施設の名称	位置
広島港	（略）	（略）
航行補助施設	（略）	（略）
	宇品外貿埠頭四号ドルフィン施設灯	（略）
	（略）	（略）
荷さばき施設	（略）	（略）
	廿日市木材製品四号上屋	（略）
	廿日市木材製品五号上屋	
	廿日市木材製品六号上屋	
	（略）	（略）
港湾管理施設	（略）	（略）
	宇品中央管理棟	（略）
	インフォメーションセンター	広島市南区宇品海岸三丁目一三〇三番一八
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
尾道糸崎港	南松永西一号岸壁	福山市南松永町四丁目七二番地先
	南松永西二号岸壁	
	（略）	（略）

福山港		
（略）	（略）	（略）
船舶役務用施設	南松永給水施設	福山市南松永町四丁目八七番
（略）	（略）	（略）
係留施設	（略）	（略）
	沖浦東岸壁	福山市引野町沖浦五八四一番　同五八四四番
（略）	（略）	（略）
臨港交通施設	臨港道路一文字線	福山市一文字町一〇三六番　同一〇二九番一　同一〇三〇番一　同一〇三五番　同一〇三七番一　同一〇三八番一
（略）	（略）	（略）
	臨港道路沖浦東線	福山市引野町沖浦五八四一番　同五八三二番　同五八三四番　同五八三五番三　同五八三六番　同五八三九番　同五八四四番
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
保管施設	箕島コンテナターミナル野積場	福山市箕沖町一一番
（略）	（略）	（略）
港湾環境整備施設	（略）	（略）
	田尻緑地	福山市田尻町字西山六〇四番二
（略）	（略）	（略）
	福山みなと公園	福山市松浜町三丁目六〇五番　同東川口町一丁目一一五番　同港町一丁目一七六番　同港町二丁目一九一番　同一九四番　同一九六番　同一八一番三　同一八一番四
（略）	（略）	（略）
港湾施設用地	沖浦港湾施設用地	福山市引野町沖浦五八三三番一　同五八三五番一
（略）	（略）	（略）

福山港		
（略）	（略）	（略）
船舶役務用施設	南松永給水施設	福山市南松永町四丁目七四番地先　同七六番地先
（略）	（略）	（略）
係留施設	（略）	（略）
	沖浦東岸壁	福山市引野町沖浦五八四四番
（略）	（略）	（略）
臨港交通施設	臨港道路一文字線	福山市一文字町一〇三七番　同一〇三六番
（略）	（略）	（略）
	臨港道路沖浦東線	福山市引野町沖浦五八四一番　同五八三四番　同五八三二番
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
保管施設	箕島コンテナターミナル野積場	福山市箕沖町一一番地先
（略）	（略）	（略）
港湾環境整備施設	（略）	（略）
	田尻緑地	福山市田尻町字西山六〇三番地先　同朝町後地字白茅二六番一〇八地先
（略）	（略）	（略）
	福山みなと公園	福山市松浜町三丁目六〇五番　同東川口町一丁目一一五番　同港町一丁目一七六番　同港町二丁目一九一番　同一九四番　同一九六番　同一九六番地先
（略）	（略）	（略）
港湾施設用地	沖浦港湾施設用地	福山市引野町沖浦五八三三番一　同五八三五番三
（略）	（略）	（略）